

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

市町村立学校園における臨時休業等の措置について（通知）

標記について、4月2日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、市町村立学校園の臨時休業等について、下記の通り要請いたします。

つきましては、別添「府教育長メッセージ」と併せて、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いいたします。

また、別添（写し）のとおり、令和2年4月1日付け2文科初第3号により文部科学事務次官から通知がありました。あわせて、貴所管学校園に周知いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件についてご不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

1. 4月の始業日から5月6日までの間、幼稚園、幼稚園型認定こども園（1号子どもに限る）、小学校、中学校等の全校を臨時休業とする
 - ・臨時休業の期間中は原則として児童生徒の活動を停止する。
 - ・入学式は、感染拡大防止のための措置を講じたうえで実施することができる。
2. 「1」の臨時休業期間において登校日を設定する（幼稚園、幼稚園型認定こども園は除く）
 - ・別紙「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」を参考に御対応ください。
3. 小学校3年生以下の児童・園児のうち、一人親家庭や共働き家庭等個別の事情により自宅で1人になる子どもの居場所について
 - ・市町村福祉部局・福祉関係団体等との連携また学校・園で出勤している教職員等により、可能な限り配慮し、居場所の確保をお願いします。

なお、5月7日以降の学校再開の可否については、4月中を目途に改めて通知します。

《本件連絡先》

【臨時休業・登校日等に関すること】
小中学校課 学事グループ 河合・辻尾
TEL 06-6944-6886

【健康管理等に関すること】
保健体育課 保健・給食グループ 川口
TEL 06-6944-9365